

平成30年6月14日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380140

研究課題名(和文) 株主代表訴訟と株主の情報収集 日米の比較研究

研究課題名(英文) Shareholder Derivative Suits and inspection right: Comparative analysis of the system in Japan and the US

研究代表者

釜田 薫子 (Kamata, Kaoruko)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：50336822

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、株主代表訴訟に関して株主が行う情報収集について、わが国と米国の株主閲覧権をめぐる制度や裁判例を比較検討し、特に取締役会議事録や会社の内部資料に関する株主の情報収集について具体例が少ないわが国の制度への示唆を得ることを目的とする。本研究では、米国の閲覧権行使の重要な要件である「正当目的」の内容と、正当目的の立証の範囲の問題を検討し、さらに「株主の情報収集の必要性和会社の秘密保持の要請とのバランスをどうとるのか」という問題意識から、米国デラウェア州の弁護士依頼者間通信秘匿特権の裁判例を参考に、どのような文書であれば開示や閲覧が認められるのかを検討し、わが国が参考にできる点を示した。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study was to determine whether Japanese shareholder inspection right system should reform in the future. Here I compare the system and cases in Japan and the US. In analyzing Delaware cases, I recognized that shareholder must demonstrate by a preponderance of the evidence that there exists a credible basis to find probable corporate wrongdoing. A mere statement of a purpose to investigate possible mismanagement or wrongdoing will not entitle a shareholder to inspection relief. Because standard of review about credible basis is not established enough in Japan, showing such American standard in detail is significant. I also analyze Delaware cases about attorney-client privilege when the Corporation is a client. It is significant to analyze the balance between shareholder need to get information and corporation's need to keep confidentiality document and the requirements to inspect confidentiality documents.

研究分野：民事法学(会社法・企業組織法)

キーワード：株主閲覧権 アメリカ会社法 株主代表訴訟制度 弁護士 開示免除特権

1. 研究開始当初の背景

(1) 会社法に設けられている不提訴理由通知書制度は、提訴請求をした株主または株主代表訴訟の被告取締役から請求を受けたときには、その請求者に対して、会社が提訴を行わない理由を書面等で通知しなくてはならないというものである。この制度は、会社法の成立と共に設けられ、株主による提訴請求に対する検討の結果だけでなく、その結果にいたる理由も示さなくてはならないことから、監査役が株主に対して丁寧な返答を行うことを促進するものとして期待されている。さらに、この不提訴理由通知書を受けて会社の内部調査結果を検討した株主が株主代表訴訟を提起した場合には、不提訴理由通知書は裁判所に提出され、それにより、提訴請求をされた会社が株主の請求にどのように対処したのが裁判所の心証形成に影響する可能性がある。このため、会社は充実した会社内部の調査を行うインセンティブを持つことになる。このような調査の結果作成された不提訴理由通知書が提出されれば、不提訴の判断にいたる思考過程や、判断の際の参考資料といった情報が訴訟に反映され、訴訟の充実が図られる。このような訴訟の充実、株主代表訴訟制度の母国である米国ではどのように実現されているのだろうか。

(2) 米国の株主代表訴訟制度では、不提訴理由通知書に記載され、または訴訟委員会によって申し立てられた会社の判断が裁判所によって尊重され、株主代表訴訟が却下されるという仕組み（以下、株主代表訴訟終了制度）が機能している。このような制度の存在によって、米国では、会社が充実した調査を行い、十分な内部資料を蓄積しているといえる。しかし十分な資料が訴訟に反映され、訴訟が充実しているのは、株主代表訴訟終了制度の存在だけが理由ではない。米国においては、株主代表訴訟終了制度と一体となる「株主の閲覧権の行使による情報収集」の制度が確立しているからである。株主の閲覧権の行使については、特に会計帳簿や株主名簿の閲覧の問題について、わが国においてもいくつかの先行研究において検討がされている。しかし、株主代表訴訟制度との関連で、株主代表訴訟で問題となる取締役会議事録や内部調査資料、弁護士が関係する資料の閲覧については十分な研究が確立しているとは言い難い。そこで本研究では、株主代表訴訟に関連する株主の情報収集制度に焦点を当て、わが国の現状と米国の制度・判例法などを比較分析しながら、検討を試みることにした。

2. 研究の目的

本研究は、取締役の会社に対する責任を追究する株主代表訴訟において、株主がどのような手段で情報収集することが可能なのか、どの情報をどこまで訴訟に反映させるべきなのかについて、会社の秘密保持の要請と訴訟の充実とのバランスをとる点はどこ

にあるのかという観点から、米国の閲覧権の制度を検討するものである。

株主による情報収集が適切に行われ、裁判所に十分な資料が提出されることで、訴訟の充実が図られ、株主代表訴訟の果たす社会的意義も大きくなると考えられる。その意味で本研究は、株主代表訴訟制度のあり方に関する検討という研究の一環と位置づけられる。

3. 研究の方法

本研究では、株主代表訴訟に関連して株主が情報収集を行う場合に、会社内に保管されている文書（取締役会や委員会の議事録、会社の内部調査の結果得られた調査資料・記録、役員や従業員等に対する専門家の意見書、弁護士と会社関係の依頼者との交信記録など）に対する閲覧が認められる要件や範囲について米国の閲覧権をめぐる制度や裁判例を参考に、検討する。米国においては、会社に関する問題点は各州の会社法が規制の役割を担っている。そして、よく知られているように、米国の州の中で多くの株式会社が設立されているのはデラウェア州である。そこで、検討に際しては、まず米国における株主の閲覧権の内容やそれをめぐる問題点を概観した上で、次にデラウェア州一般会社法の検討を行い、デラウェア州衡平法裁判所やデラウェア州最高裁判所が株主の閲覧権の行使をめぐってどのような基準を適用し、どのような判断を下してきたのかを検討する。その後、デラウェア州の考え方や判断基準を採用した他の州や採用せず独自の立場をとった州の事例を紹介する。連邦の裁判例については、これらの検討に必要な範囲で紹介・検討する。

研究は主に日本の文献（条文、裁判例、学術論文等）と米国の文献（条文、規則、裁判例、学術論文等）の検討によって行うが、米国の州会社法、証券諸法に関する裁判例の最新の動向に触れるため、年に数回、伝統的に米国の州会社法、証券諸法の判例研究を行ってきた神戸大学商事法研究会に出席する。このほか、実務の視点を養うために、同志社大学監査制度研究会と日本監査役協会関西支部監査実務研究会との共同研究会に出席する。

平成26年度は、日本における問題点を正確に把握するために、わが国の裁判例を詳細に調べることとした。第1に、会計帳簿閲覧権や株主名簿閲覧権の行使に関して裁判所が下した裁判例のうち、株主代表訴訟の提訴請求または訴訟提起を理由としたものがあるかどうか、閲覧請求が認められた事例と認められなかった事例を分類し、閲覧請求が認められる要件を検討する。第2に、株主代表訴訟の提起に関連しそうな取締役会議事録や監査役会議事録の閲覧権の行使に関する裁判例にはどのようなものがあるかを検討する。米国の制度については、デラウェア州会社法220条の成立と歴史的発展について整理し、次年度の米国の裁判例の検討の下準備

をする。これらの検討について、関連する知識や考え方を吸収するため、同志社大学監査制度研究会と日本監査役協会関西支部監査実務研究会との共同研究会、神戸大学商事法研究会に出席する。

平成 27 年度は、平成 26 年度に行った日本の裁判例の検討と、米国の閲覧権についての下準備、研究会への出席を通じて見出した問題点について整理し、米国法との比較のポイントを決定する。特に米国のデラウェア州一般会社法 220 条が問題となった株主の閲覧権の裁判例を検討する。裁判例の検討結果をふまえ、米国法の閲覧権について重要な要件である「正当目的」の内容と、正当目的の立証の範囲の問題について考察する。平成 27 年度は特に米国法の検討を行うため、引き続き神戸大学商事法研究会に出席する。

平成 28 年度は、平成 27 年度に行った米国の株主の閲覧権の検討結果をふまえて、特に株主による文書の閲覧の必要性和会社の文書の秘密保持の要請の両者をどのように考えるべきか、いずれかを重視すべきか、両者のバランスをとる方法があるのかといった観点からの検討を行う。そのため、開示免除特権によって保護されている文書の閲覧はそもそも認められるのかどうか、認められるとして、どのような要件の下に認められるのかといった問題意識を前提に、米国の裁判例を検討する。特に開示免除特権の中でも代表的なものである弁護士依頼者間通信秘匿特権で保護された文書の閲覧が認められるのかどうかに焦点を当てて検討する。

平成 29 年度は、平成 26 年度、27 年度、28 年度に行った問題点の整理、日米の制度および裁判例の検討結果をふまえ、株主代表訴訟に関連して株主が行使することができる情報収集権の内容および範囲について研究をまとめ、わが国の情報収集権のあり方について考察する。

4. 研究成果

平成 26 年度は、計画通り、会計帳簿閲覧権や株主名簿閲覧権の行使に関する日本の裁判例を検討した。その結果は次の通りである。旧商法下の裁判例および会社法下の裁判例を通して、取締役会議事録の閲覧・謄写が争われた例は多くはなく、その中でも、閲覧謄写請求が認められる要件に関して具体的な内容や判断基準を示したものはわずか数件であった。近年の事例のひとつであり、その後の複数の決定によってその判示が踏襲されている東京地裁平成 18 年 2 月 10 日決定は、株主の閲覧の「権利行使の必要性」の要件について、権利行使の蓋然性がないといえる場合や、権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧謄写は許可の対象とならないと判示した。この決定によれば、質問権の行使や株主代表訴訟を提起するためといった抽象的な理由だけでは権利行使の蓋然性がないとされる。平成 18 年決定は、権利行使の

必要性があるというためには、「権利行使の対象となり得、または権利行使の要否を検討するに値する特定の事実関係が存在し、閲覧・謄写の結果によっては、権利行使をする想定することができる場合であって、かつ、当該権利行使に関係のない取締役会議事録の閲覧・謄写を求めているということができないときであれば足りる」と判示している。わが国における取締役会議事録の閲覧謄写請求については、平成 18 年決定の判示が踏襲され、権利行使の蓋然性や具体性を検討するという一応の流れが作られてはいる。しかし、裁判例の数が圧倒的に少ないため、株主代表訴訟の提起に関連すると思われる報告書や意見書の閲覧請求の検討に参考にするには、具体的な要素が十分とはいえない。そこで次に、米国のデラウェア州一般会社法 220 条の成立と歴史的発展について、次年度に向けた知識の整理と基本的な問題の検討を行った。

米国において閲覧権の行使は、正当目的を有する株主に認められるものである。閲覧権の認められる範囲は広く、株主名簿や会計帳簿のほか、「その他の帳簿・記録」として、取締役会議事録、委員会議事録、これらの会議内容に関連する文書、社内調査を行った委員会の報告書、委員会が雇用した法律事務所の報告書、専門家の意見書などが含まれている。正当目的の代表的なものとして認められる可能性が高いのは、株主代表訴訟との関連が大きいと思われる、「会社の誤った経営（mismanagement）や浪費などについて調査するため」というものである。

平成 27 年度は、上述のような検討をふまえて、米国デラウェア州一般会社法 220 条が問題となった株主の閲覧権の裁判例を検討した。その結果、株主の閲覧権の正当目的が立証されたかどうかは、株主が具体的に何らかの証拠を示したかどうかで判断されるのであり、単に誤った経営や浪費についての調査の必要性を一般的・抽象的に主張するのでは足りないことがわかった。正当目的の存在が認められる可能性が高いのは、SEC 等の公の機関の調査を閲覧の正当性の根拠とする場合や、理由のない早急な取締役解任がされた場合、証券取引市場における上場廃止、独立会計監査人や取締役が会社の問題を指摘して辞任した場合、会社の内部調査が実施された場合、これまで株主に対し不実開示や不正確な開示を行ってきた場合などである。

平成 28 年度は、平成 26 年度および 27 年度の研究成果を前提に、株主の閲覧権と会社の資料の秘密保持という観点から、わが国の問題点を整理した上で、米国デラウェア州の裁判例を参考にわが国の制度への示唆を得るために検討を行った。検討の中心は、開示免除特権で保護された弁護士と依頼者間の通信がどのような場合に開示や閲覧を認められるのかである。裁判例の検討は、デラウェア州のみならず、デラウェア州と異なる審

査基準を適用する州についても行った。

最終年度である平成 29 年度は、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度に行った研究をふまえ、株主代表訴訟に関連して株主が行使することができる情報収集権の内容および範囲について、研究をまとめた。

本研究は、米国の裁判例（主にデラウェア州）の裁判例を詳細に検討し、特に取締役会議事録や会社の内部資料に関する株主の情報収集について具体例が少ないわが国の制度への示唆を表した点に意義がある。さらに、これまで先行研究が少なかった「株主の情報収集の必要性と会社の秘密保持の要請とのバランス」という観点に立った研究という点でも重要性があると思われる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 2 件)

釜田薫子

「開示免除特権で保護された文書・資料の閲覧 デラウェア州における株主の情報収集とガーナー原則の適用」(同志社法学第 70 巻第 2 号(399 号)(2018)印刷中)

釜田薫子

「デラウェア州における株主の閲覧権と正当目的の立証 『信頼できる根拠』基準の適用」(同志社法学第 67 巻第 6 号(379 号)(2015))

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

釜田 薫子 (Kamata Kaoruko)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：50336822

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()